

紀南環境広域施設組合測量設計等委託業務の審査に係る失格判定基準

以下の基準のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 入札書の提出時に「入札金額の積算内訳書」を提出した全ての委託業務
 - (1) 落札候補者提出の積算内訳書の合計額と当該入札価格が一致しない場合
 - (2) 落札候補者が、審査に必要な新たな詳細資料の提出または聞き取り調査を拒否した場合
 - (3) 県の最低賃金価格を下回っている場合
2. 上記1に該当する委託業務のうち、設計書を提示している委託業務
(組合が設計書を提示していない委託業務の場合は該当しない。)
 - (1) 提出された積算内訳書の費目名が、本組合が提示した設計書に掲げる費目名と相違がある場合
 - (2) 提出された入札の積算内訳書に計上した費目別金額のうち、次表に掲げる判定費目の額が、失格条件に該当する場合
(ただし、当該判定費目以外で判定する場合には、この限りでない。)

判定費目	失格条件
直接業務に係る費目	該当の判定費目が、設計上の同費目に計上した額の100分の95を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)未満の場合
上記、費目を除く諸経費等の費目	該当の判定費目の総計額が、設計上の該当費目の総計額の100分の10を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)未満の場合

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。